

## 富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第13号）

- 件 名 警察本部相談課における相談記録等についての保有個人情報開示請求に係る非開示決定に対する審査請求の件
- 開 示 請 求 年 月 日 平成 26 年 8 月 25 日
- 実施機関の決定日 平成 26 年 9 月 2 日
- 実施機関（担当課） 富山県警察本部長（警察相談課）
- 決 定 内 容 非開示決定
- 審 査 請 求 年 月 日 平成 26 年 9 月 26 日
- 審 査 請 求 の 内 容 本件処分を取り消し、審査請求人に係る保有個人情報を開示するよう求める。
- 諮 問 年 月 日 平成 26 年 10 月 30 日
- 答 申 年 月 日 平成 27 年 6 月 1 日
- 答 申 の 概 要

### <審議会の結論>

実施機関である富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について行った非開示決定処分は、妥当である。

### <審議会の判断>

富山県個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づく開示請求の対象となる「保有個人情報」は、条例第2条第3項ただし書において、富山県情報公開条例第2条第2項に規定する「公文書」、すなわち「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に記録されているものに限ると規定されている。

非開示理由説明書及び審議会における意見聴取において、公安委員会は、本件対象保有個人情報が記載されている相談記録等に該当する文書として、相談に対応した職員らによる手書きのメモ（以下「本件メモ」という。）及び審査請求人が警察相談課の職員の対応に不満がある旨の申出を行ったことに係る苦情処理票（以下「本件苦情受処理票」という。）があると説明することから、当該各文書が富山県情報公開条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当するかどうか、該当する場合は本件対象保有個人情報を開示すべきかどうかについて、それぞれ検討する。

#### （1）本件メモについて

本件メモは、審査請求人からの相談に対応した職員らが、本件申出に関する内容を記録する苦情受処理票又は警察安全相談簿の作成に資するため、備忘録として作成したものであると認められる。

本件メモが公文書に該当するかどうかは、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、

当該実施機関が保有しているもの」といえるかどうかによって判断されるものであるところ、これについては、①作成目的、②利用の状況、③保管、保存又は廃棄の状況などを総合的に検討することが必要であると考えられる。

#### ① 作成目的

本件メモは職務上の必要から作成されているものの、これは、当該職員らが、苦情受理処理票又は警察安全相談簿の作成をするための備忘録として、個人的な使用目的で作成した文書に過ぎないと認められる。

#### ② 利用の状況

本件メモは、作成した当該職員のみでの備忘録としての使用にとどまり、他の職員に利用されることはなく、また、職務上必要な職員共用のものとして利用されるものでもないという公安委員会の説明には、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

#### ③ 保管、保存又は廃棄の状況

上記①作成目的から、苦情受理処理票又は警察安全相談簿が作成された後は、本件メモは、その作成した職員の判断で廃棄できるものであり、また、組織として管理している職員共用の保管・保存場所で保管又は保存されているものとも認められない。

以上のことから、本件メモについては、その作成目的、利用及び保管等の状況に照らして「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは言えないことから、仮に、開示請求の対象となる保有個人情報記録されていたとしても、富山県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないものと認められる。

### (2) 本件苦情受理処理票について

一般に、決裁を要する文書は、起案文書が作成され回議に付された時点で、組織的に用いるものとしての実質を備えた状態になると考えられる。

審査請求人からの相談に対応した職員らは、本件申出の内容に応じて苦情受理処理票又は警察安全相談簿を作成する必要があったが、本件開示請求があった平成26年8月25日の時点においては、本件メモは作成されていたものの、本件申出を苦情案件として対応するか、相談案件として対応するか協議検討中の段階であり、審査請求人の本件申出に関する公文書としての本件苦情処理票はいまだ作成されていなかったという公安委員会の説明には、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求があった8月25日の時点において、本件苦情受理処理票は、いまだ作成されておらず、不存在であったと認められる。

以上のとおり、本件メモについては公文書でなく、また、公文書としての本件苦情受理処理票については開示請求があった時点において作成されていないことから、実施機関である警察本部長は本件対象公文書を保有していないものと認められ、本件対象保有個人情報について不存在を理由に非開示とした本件処分は、妥当なものと認められる。

## 別 記

## 審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成26年10月31日	公安委員会から諮問書を受理
平成26年11月13日	公安委員会に非開示理由説明書の提出を依頼
平成26年12月 8日	公安委員会から非開示理由説明書を受理
平成26年12月10日	審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成27年 1月 9日 (第42回審議会)	諮問事案の概要説明 実施機関職員から非開示理由等を聴取 審議
平成27年 3月18日 (第44回審議会)	審査請求人から意見陳述書の提出 審査請求人から意見を聴取 審議
平成27年 4月23日 (第45回審議会)	審議
平成27年 6月 1日 (第46回審議会)	審議及び答申

## 富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
荒 木 むつみ	元高岡市会計管理者	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	元富山県婦人会理事会計	
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士、元金沢大学法科大学院教授	会 長

## 《参 考》

### ●富山県個人情報保護条例（平成15年3月19日富山県条例第1号）（抜粋）

（定義）

第2条 （略）

2 （略）

3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4 （略）

（保有個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(8) （略）

### ●富山県情報公開条例（平成13年6月27日富山県条例第38号）（抜粋）

（定義）

第2条 （略）

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)、(2) （略）